

投資信託取引申込に関するご説明書

お客さまへ

当行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、反社会的勢力との取引排除に向けた取組を行なっております。

つきましては、投資信託取引のお申込にあたっては、以下の事項について特にご留意いただきますようお願い申し上げます。

◎「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」について

- (1) 投資信託取引の申込前に、下記「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」（以下「同意事項」という。）についてご確認をお願いします。
- (2) 反社会的勢力に該当する方からの投資信託取引の申込はお断りいたします。
- (3) 「同意事項」に同意いただけない場合は、投資信託取引の申込をお断りいたします。
- (4) 「同意事項」の同意については、「投資信託取引申込書（兼印鑑票）」の「お届け印兼同意印」欄、または「投資信託取引申込意思確認書（兼印鑑票）」の「お届け印兼確認印兼同意印」へ、ご捺印ください。
- (5) 投資信託取引の申込後にお渡する「証券取引規定集」に「暴力団等の反社会的勢力の排除」に関する条項を記載しています。

以 上

「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」

北洋銀行 あて

私（法人の場合は当社。当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、次の1. の各号のいずれかに該当し、もしくは2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この投資信託取引が停止され、または通知によりこの投資信託取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私（当社）の責任といたします。

1. 貴行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

以 上

株式会社 北洋銀行

書式集 170920 (2016.01)